企画書

社内保育室導入の

ご提案

**ぎじゅつ玩具 株式会社 御中**

✅福利厚生の充実

✅雇用の継続

✅地域貢献型企業へ



**チャイルドシップ**

埼玉県川越市さくら台123-45

TEL050-1111-2222

FAX050-1111-3333

URL chaildship@example.com

**導入の目的**

○社員を確保するために

働きたい人材、優秀な人材は大勢います。しかし、子どもを預けられないということで、就職できない現実があります。自治体や企業主体の保育所が足りない現状では、人材確保のための社内保育室設置によって、働きたくても保育所に入所できない多くの優秀な人材を、御社が確保できることにつながります。

さまざまな経験や実績を積んだ有能な社員を、保育所に入所できないことで退職させるという大きな過ちをおかしてはなりません。

大きな財産である人材を手放すことなく、安心して仕事を継続できることは、大きな成果をもたらします。さらに、企業としてのイメージアップにもつながります。

○社員が安心して仕事に従事できるために

子どもの急病などで保育所や祖父母等に預かってもらえない場合、欠勤、遅刻・早退ということになり、業務に多大な支障が生じます。これに対応する業務システムの改善も必須ですが、社員が安心して就業できる対策をとることも企業としての義務と考えます。

保育室があれば、一般の保育所のように入所できるかどうか直前までわからない、保育所を探し求めなければならないという不安を払しょくできます。また、保育室での看護が可能になれば、いったん出社して引き継ぎだけでも済ますことができます。それによって、仕事のことを気にせず、安心して子どもを看病することができます。こうした精神的な安定があることで、会社への信頼度、貢献度も高まることになります。

○地域密着型の事業として貢献するために

保育所の増設、増定員が求められていますが、現実的には早急な解決は難しい状況にあります。その中で、企業内保育室の存在は、地域貢献として大きく注目されています。地域の従業員を対象にした保育室導入で、地域に愛される企業に成長していきます。

**導入にあたっての考え方**

上記のように、福利厚生、サービス向上、雇用促進などの目的から、保育室の導入を検討していきますが、事業所の保育室の多くは、自治体が運営する保育所と違って、子どもを預かっていればよいという保育施設になりがちです。しかし、本来の目的は、利用する保護者、子どもたちが安心して保育を受けられる環境を提供することにあり、それに合った保育室を設置する必要があります。

保育運営企業に任せ切りにする、保育経験者を採用して配置するといった保育室にならないように、きちんとした保育室の設置と運営を目指さなければなりません。

弊社では、保育指針、施設環境の充実、より質の高い保育内容、オリジナルの保育室を作り上げてまいります。

ご提案の最後に、厚生労働省が発行している『事業所内保育施設設置の規定』の要約資料を添付いたします。併せてご参考ください。

参考資料

～保育室導入にあたって～

事業所内保育施設設置の規定

（２０１５年厚生労働省が発行する資料抜粋）

株式会社チャイルドシップ

１.助成金の対象となる事業所内保育施設

（１）施設の規模

乳幼児の定員が１０人以上、１人当たりの面積が原則として７㎡以上であることが必要です。

建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができます。

（２）施設の構造・設備

以下の要件を満たしていることが必要です。

1. 乳児室（満２歳未満の子を保育、保育室：満２歳以上の子を保育）、保育室、調理室および便所があること。
2. １人当たりの面積は、乳児室１.６５㎡以上、保育室１.９８㎡以上であること。
3. 乳児室は、保育室と区画されていること。
4. 乳児室および保育室は、採光および換気が確保されていること。
5. 便所には手洗設備があり、乳児室、保育室および調理室と区画されていること。
6. 便所の数は、おおむね幼児２０人につき１つ以上あること。
7. 消火用具、非常口（通常の出入口の他に設置されていること）、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

◎乳児室および保育室を２階以上に設ける建物の場合

乳幼児の転落事故を防止する設備を設ける等、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）等の要件に適合すること。

◎安静室を設ける場合

乳児室および保育室と区画され、乳幼児の静養および隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。

体調不調児が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１.９８㎡以上あること。寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

※「体調不調児」医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常か かりやすい疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児であり、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではありません。

（３）施設の設置場所

継続的利用を見込める施設で、次のいずれかに設置されていることが必要です。

1. 事業所の敷地内
2. 事業所の近接地
3. 従業員の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所）
4. 従業員の居住地の近接地（社宅、団地等）

（４）運営

①専任の保育士の配置

乳児 おむね３人につき１人以上

満１歳以上満３歳に満たない幼児 おおむね６人につき１人以上

満３歳以上満４歳に満たない幼児 おおむね２０人につき１人以上

満４歳以上の幼児 おおむね３０人につき１人以上

※ただし、常時２名以上の配置が必要です。

※専任の保育士の配置数は、上記の区分ごとに現に入所している乳幼児数に応じて年齢別に小数点１桁（小数点第２位以下切捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点１桁）を四捨五入した数を満たしており、常時２人以上配置されていることが必要です。

②医療機関との協力体制

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていることが必要です。

③専任の看護師の配置

体調不調児対応型運営を行う場合は、安静室には必ず専任の看護師１人が、配置されていることが必要です。

（５）施設の利用条件等

・利用者は、原則として、事業主の雇用する従業員（事業主団体は、団体を構成する事業主が雇用する従業員）またはその雇用する従業員以外の雇用保険の被保険者である従業員とします。

・定員の半数以下に限り、上記以外の一般の利用者を認めることは、差し支えありません。ただし、事業主 の雇用する従業員の利用が１人もいない月の運営費は支給しないものとします。

・雇用する従業員の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこととします。

・０歳から小学校入学までの子の全部または一部について利用できるものであることとします。

・保育時間は、利用する従業員の勤務時間を勘案して設定し、利用しやすいものであることします。

・利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこととします。

２．助成金を受給できる事業主等の要件

①雇用保険の適用事業の事業主または事業主団体であること

②平成２２年６月３０日から施行された改正後の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」といいます）に基づきに規定する育児休業（第２条第１号）、所定外労働の制限（第１６条の８第１項）および所定労働時間の短縮措置（第２３条第１項）について、労働協約または就業規則に定め、実施していること

③次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条に基づく一般事業主行動計画を、策定・届出、公表および従業員への周知を行っていること

※事業所内保育施設は、児童福祉法の認可外保育施設であるため、その運営や保育内容等は都道府県等の指導の対象となります。

※助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。

※助成金の対象となる施設は、それぞれ１事業主または事業主団体につき１施設に限ります。

※運営期間が１年に満たない場合は、上表の額を月割・日割した額が助成限度額となります。

※時間延長型および深夜延長型の助成限度額は、延長時間数または深夜時間数により上表の額より低くなる場合があります。

（１）助成の対象となる設置の種類

　①新築、②購入、③既存の所有建物の増改築、④購入した既存建物の増改築、⑤賃借した建物の増改築が対象となります。

（２）助成の対象となる費用

　事業所内保育施設の設置に要した費用のうち、新築・増改築の場合は建築工事費、設備工事費、外構工事費および設計監理料が、購入の場合は購入費が対象となります。また、支給対象額の算定は、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て決定されます。

（３）助成の対象とならない費用

　土地の取得に要した費用、土地および建物の賃借に要した費用、整地のための費用、既存の建物の取り壊しまたは内装部分の取り壊しに要した費用、備品費は対象となりません。

　過去に設置費または増築費を受給した施設については、運営開始または運営再開後、５年を経過するまでは、増築費の助成対象にはなりません。なお、増築または建て替え後の新たな運営費の助成は行いませんが、現に運営費の助成を受けている場合または受けていた場合には１０年間支給対象となります。

（４）助成の対象となる増築または建て替えの内容

①５人以上の定員増かつ３５㎡以上の面積増となる増築。安静室を設ける増築は、利用定員２人以上かつ面積３.９６㎡以上（１人当たり１.９８㎡以上）の安静室であること。（安静室の増築については総面積の増加は要件ではありません。）

※増築施設は、増築前後ともに「（１）助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。

②５人以上の定員増かつ３５㎡以上の面積増となる建て替え

※「建て替え」とは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の従業員を利用者として、新たに事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することをいいます。建て替えの対象となる施設は、建て替え前後ともに「（１）助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。

③「（１）助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たさない施設を、新たに同要件をすべて満たす施設 にする増築または建て替え

◎助成の対象となる費用、対象とならない費用

①設置費（事業所内保育施設を設置した場合）

②増築費（定員増等に伴う増築または建て替えを行い、運営を再開した場合）

◎助成の対象となる費用

①事業所内保育施設に配置された専任の保育士または看護師の人件費（給料、諸手当、労働保険料、社会保険料等）。運営を別企業に委託している場合はその委託料のうち専任の保育士または看護師の人件費

※専任の看護師は、体調不調児対応型運営の場合に限ります。

※労働保険料、社会保険料には、雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料および厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠 出金、退職金積立金は含みません。

②業所内保育施設が賃貸借施設である場合はその借料

※敷金、礼金、管理費、駐車場代および土地の借地料は除きます。

◎支給対象期間等

　支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日（事業主または事業主団体の雇用する従業員が最初に 利用を開始した日）から連続する１０年間です。

※運営開始後に運営計画の認定を受けた場合には、運営開始日から認定日の前日までの運営費用は、助成の対象とはなりません。

※過去に次のいずれかの助成金を受給した事業主等は、運営費の６年目〜１０年目（５年間を限度）を受給することができます。

①事業所内託児施設助成金【国または財団法人２１世紀職業財団で支給】

②両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）【財団法人２１世紀職業財団で支給】の設置費または運営費（支給対象期間（５年間）を経過していること）

③事業所内保育施設整備等助成事業の新築費【財団法人こども未来財団で支給】

　ただし、当該事業所内保育施設について、平成２１年４月１日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合には、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助 コース）の受給期間と合わせて５年間を限度とします。

（５）運営の形態および支給限度額について

①通常型

１日の運営時間が１１時間未満の施設

②時間延長型

１日の運営時間が１１時間以上の施設

※支給限度額は、施設の規模に応じた通常型の支給限度額に加えて、時間延長単価（現員１５人未満：１８万円、１５ ～２０人未満：２７万円、２０人以上：３６万円）に延長時間数（１日の運営時間－９時間〈最大７時間まで〉）を乗じた額となります。

③深夜延長型

時間延長型のうち深夜（２２時〜５時）の運営がある施設

※支給限度額は、施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加えて、深夜時間単価（現員１５人未満：４万円、１５～２０人未満： ７万円、２０人以上：９万円）に深夜時間数（最大７時間まで）を乗じた額となります。

④体調不調児対応型

安静室を設けて専任の看護師を配置して運営を行う施設

（６）助成の対象となる保育遊具等

①保育室において使用する室内遊具（積木、とび箱等）

②保育活動に必要な備品（お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、DVDプレーヤー、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含みます。）

③園庭に設置する固定遊具（ブランコ、シーソー、すべり台等）

※設置費または増築費の支給申請と同時に申請を行う場合のみに受給することができます。

※乳幼児の安全に配慮したものとしてください。